

東京オリ・パラに向けた県産花木PR用パンフレット作成事業 企画提案コンペ仕様書

1. 委託業務の名称

東京オリ・パラに向けた県産花木PR用パンフレット作成事業

2. 委託業務の目的

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、新国立競技場をはじめとした新たに建設される各種競技施設等があり、花木類が大量に使用されることが見込まれる。このチャンスに県産花木の首都圏における利用の定番化を図り、ブランド化につなげていくことが求められている。

そこで、県産花木の首都圏における消費拡大を図るため、首都圏の設計業者等に向けた県産花木PR用パンフレットを作成する。

3. 委託業務の内容

(1) 県産花木を紹介するパンフレット作成

- ・三重県を代表するサツキ・ツツジ類及びタマリユウ等の地被植物類等（以下「県産花木」という）を紹介するパンフレットを作成すること（企画、取材、編集、校正、製本、印刷までのすべて）。
- ・首都圏で緑化事業に携わる者、特に屋上緑化等の都市緑化の設計を行うデザイナーに活用してもらえよう、実践的で県産花木の活用につながるパンフレットを制作すること。
- ・パンフレットの仕様は、A4縦版 縦型 24ページ程度（表紙含む）、中綴じ、オールカラー（4色以上）、用紙（表紙：マットコート、86.5kg、本文：マットコート、57.5kg）とし、作成部数は2,000部とする。
- ・ページ数については、県との協議により数ページの増加も可とする。
- ・パンフレットの構成は、①三重県の花木生産の概要を伝えるページ、②代表樹種（10樹種程度）の紹介及びその利用場面の提案のページ、③県産花木のカタログページ（70樹種程度）とする。
- ・上記のページ数の配分については、県と受託者において実施する編集会議にて決定する。
- ・紹介パンフレットに活用する写真については、県が保有する県産花木の樹種別の写真（鉢植の全体写真及び花の拡大写真。69樹種撮影済）及び使用場面の写真（県内8か所で撮影済）を使用できるものとする（参考：別添参考データ参照）。
- ・写真データについては、上記の県提供の写真に加え、県が提供する花木サンプル及び使用場面の撮影日を1日設け、紹介パンフレットに使用すること。撮影場所は、鈴鹿市内とする。

- ・上記の県提供写真及び受託者が撮影する写真で不足する場合は、受託者において入手すること。
- ・県産花木の基本的な技術的情報等は県が電子データで提供する。

(2) 実施要件

- ・パンフレット等制作に関する取材、写真撮影は受託者が実施すること。
- ・県による校正を3回以上実施すること（色校正1回を含む）。なお、1回目の校正原稿は納期の1か月以上前に提出すること。
- ・印刷にあたっては、みえ・グリーン購入基本方針に準拠すること。
- ・見積もりにあたっては、経費の内訳を明らかにすること。

4. 委託業務の留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら決定するものとする。
- (2) 委託期間内において、必要に応じ、三重県と月1回程度の編集会議を実施する。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県の保有する個人情報として三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己に責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

5. 事業実績の報告書及び成果物の納品

平成30年1月9日（火）までに、下記の実施報告書（様式任意、A4）及び成果物等を納品し、速やかに完了検査を受けること。

(1) 実施報告書

様式任意

(2) 成果物

本事業により作成したパンフレット 2,000部

(3) 上記(2)の電子データ

- ・パンフレットデータは印刷物に加えて、PDFファイル、Illustratorファイル（Windows対応）で保存したCD等で3部納品すること。
- ・取材で撮影した県産花木等の写真についてもJPG形式のデータをCD等に保存して3部納品すること。

(4) 提出先

三重県農林水産部農産園芸課

6. 委託期間

契約締結の日から平成30年1月9日（火）まで

7. 契約上限金額

574,257円以内（消費税及び地方消費税含む）

8. 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「東京オリ・パラに向けた県産花木PR用パンフレット作成業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーションにより審査を行い、総合的に評価して優秀提案を選定します。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）の提出 1部

以下の11項に掲げる参加資格を全て満たしていることの誓約を記載した申請書及び添付書類（登記簿謄本又は登記事項証明書 写し可）を以下のとおり提出すること。

ア 提出期限 平成29年9月5日（火） 17時まで（必着）

イ 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 農林水産部 農産園芸課

ウ 提出方法 持参又は郵送による送付
（メール及びファクシミリでの提出は不可とする。）

エ 受理の確認

申請書を郵送にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

9. 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書提出部数 8部

(2) 企画提案書の様式

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ10ポイント以上。

表紙を含め20ページ以内（長辺側を綴じること）。

■提案内容（実際に履行可能な内容を記載すること）

ア企画提案内容

・パンフレットのデザイン、レイアウト等の考え方

・上記3（1）に示したパンフレット構成のうち、②代表樹種の紹介及びその利用場面の提案ページの案。内容については、別添の参考データから、写真及び文章を選択、加工して、三重サツキ（大盃）の場合の案を作成すること（1ページ）。写真については、参考データに添付したもの以外は使用しないこと。

・表紙案（1ページ）。使用する写真の指定はありません。

*上記の2案の作成に当たっては、効果的なキャッチコピー等の案も記載すること。

イ 業務実績

・これまでに自らで企画、編集して作成した類似印刷物を2種類以内（1部）

ウ 業務の実施体制

・当業務を円滑に推進するための提案者の実施体制の詳細。

・ライター、カメラマン等の製作に携わる者の氏名及び実績等

エ 実施スケジュール

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュール

(3) 見積書 8部（コピー可。ただし原本1部要）

積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

(4) 提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

(5) 企画提案資料の提出

ア 提出期限 平成29年9月20日（水）15時まで（必着）

イ 提出場所 企画提案コンペ参加資格確認申請書と同様

ウ 提出方法 企画提案コンペ参加資格確認申請書と同様

エ 受理の確認

企画提案書を郵送にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

(6) プレゼンテーションの実施

ア 開催日 平成29年9月22日（金）

※実施時間については、9月21日（木）正午までに、申請書記載の連絡先に電子メールまたはファクシミリ等にて連絡します。

※プレゼンテーションの実施日及び時間については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

※応募多数の場合、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出させていただくことがあります。

イ 開催場所 三重県津市 三重県庁

※詳細は、プレゼンテーション時間の連絡にあわせてご案内します。

ウ その他

説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書のみによるものとします（パワーポイント等の使用は不可）。

10. 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

(1) 企画性

県産花木の特性を明確に把握して、実需者に対して県産花木の魅力を発信し、県産花木の販路拡大につながる内容となっているか。

(2) 的確性

県産花木の情報を的確に理解して、魅力ある表現となっているか。

(3) 訴求性

独自のアイデアが盛り込まれ、インパクトがある内容となっているか。

(4) 専門性

過去に類似の業務実績があり、PRツールとして使える洗練された内容となっているか。

(5) 経済性

費用対効果の観点から効率的な内容となっているか。

(6) 業務推進体制

十分な業務受託体制となっているか。

11. 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

1 2. 委託契約締結

- (1) 優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。
なお、優秀提案者との契約締結時には、以下の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。
ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
イ 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除しますので、過去3年間の、今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績について記載した契約実績証明書（様式3）を1部提出してください。
- (3) 委託料については、三重県が必要と認めた場合は、概算払請求することができます。

1 3. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができます。

1 4. 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとします。
ア 断固として不当介入を拒否すること
イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
ウ 発注所属に報告すること
エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、発注所属と協議を行うこと
- (2) 受託者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結

する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定を準用し、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じません。

15. 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

平成29年8月29日（火）15時まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由）にて行うものとし、以下17の担当部局まで、ファクシミリまたは電子メールのいずれかの方法で提出してください。送信後は、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号または電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

頂いた質問には8月31日（木）までに、県HPにて回答させていただきます。

16. その他

(1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

(2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。

(3) 企画提案書提出後、事業者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。

(4) 企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に従い管理するものとします。また、提出のあった各提案書については、返還しません。

(5) 提出された提案書については三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。

(6) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

1 7. 連絡先 (担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県 農林水産部 農産園芸課 園芸特産振興班

担当 : 菅谷、山本

電話 059-224-2808 FAX 059-223-1120

E-mail nousan@pref.mie.jp